

クラスケミカルグループ
わたしたちの行動規範

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 社長メッセージ | 4 |
| 経営理念 | 4 |
| 行動規範について | 5 |
| 第1章. 原則：安全とコンプライアンス | 6 |
| 第1条 安全最優先 | 6 |
| 第2条 コンプライアンス | 6 |
| 第2章. 人権を尊重した経営 | 6 |
| 第3条 国際的な人権規約や法令の理解 | 6 |
| 第4条 人権尊重のための取り組み姿勢 | 7 |
| 第5条 人権デューディリジェンスの実施と問題解決 | 7 |
| 第3章. 社会との共創による持続可能な社会への貢献 | 8 |
| 第6条 持続可能な社会への貢献 | 8 |
| 第7条 社会貢献活動の推進 | 8 |
| 第8条 政治・行政との共創 | 8 |
| 第4章. 環境問題への取り組み | 9 |
| 第9条 気候変動への対応 | 9 |
| 第10条 循環型社会の実現 | 9 |
| 第11条 環境リスク対策の推進 | 10 |
| 第12条 生物多様性保全への取り組み | 10 |
| 第5章. 製品・サービスに関わる安全と安心の確保 | 10 |
| 第13条 レスポンシブル・ケア | 10 |
| 第14条 成長をけん引するビジネスの革新 | 11 |
| 第15条 安全・安心を見据えたマーケティング | 11 |
| 第16条 安全・安心を高める技術開発 | 12 |
| 第17条 安全・安心の提供 | 12 |
| 第18条 安全・安心に関する情報へのアクセス | 12 |
| 第6章. 公正で誠実な取引活動 | 13 |
| 第19条 腐敗防止と贈収賄防止 | 13 |
| 第20条 競争法の遵守 | 13 |
| 第21条 安全保障貿易管理と輸出管理 | 13 |
| 第22条 責任ある調達 | 14 |
| 第23条 利益相反の防止 | 14 |
| 第7章. 公平で公正な雇用・労働 | 15 |
| 第24条 多様性の尊重と公平で公正な機会の提供 | 15 |
| 第25条 公正な雇用慣行 | 15 |
| 第26条 職場におけるハラスメント防止 | 15 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| 第27条 | キャリア形成・能力開発の促進..... | 16 |
| 第8章 | 会社資産の取扱い..... | 16 |
| 第28条 | 会社資産の保全..... | 16 |
| 第29条 | 知的財産の尊重..... | 17 |
| 第30条 | 個人情報の保護..... | 17 |
| 第9章 | 情報開示と広報活動..... | 17 |
| 第31条 | 適時・適切な情報開示..... | 18 |
| 第32条 | 正確な記録と報告..... | 18 |
| 第33条 | 株主・投資家との対話..... | 18 |
| 第34条 | インサイダー取引の防止..... | 18 |
| 第35条 | メディア対応と公的発言..... | 19 |
| 第10章 | 危機管理の徹底..... | 19 |
| 第36条 | 危機管理体制の整備..... | 19 |
| 第37条 | 反社会的勢力との関係排除..... | 20 |
| 第38条 | テロ・紛争の脅威に対する危機管理..... | 20 |
| 第39条 | 情報セキュリティの確保..... | 20 |
| 第40条 | 災害リスク管理..... | 21 |
| 第11章 | オープンなコミュニケーションによる相談・報告..... | 21 |
| 第41条 | 上長・同僚への相談・報告..... | 21 |
| 第42条 | 率直なコミュニケーションの尊重..... | 22 |
| 第43条 | 会社が提供する相談窓口の利用..... | 22 |
| 第12章 | リーダーの役割..... | 22 |
| 第44条 | ガバナンス体制の構築..... | 22 |
| 第45条 | 経営陣のコミットメント..... | 22 |
| 第46条 | マネージャーのリーダーシップ..... | 23 |
| 第47条 | 緊急事態発生時のコミットメント..... | 23 |

社長メッセージ

皆さん、ご安全に！

皆さんにお話する際、私が必ず最初に皆さんにお願いしていることは、「安全とコンプライアンスはすべてに優先する」です。法令や社内規程を遵守することは当然です。法令遵守に加え、わたしたちが常に意識したいのは、誰に対しても正直であるか、そして自分の職場が誇りに思える場所かということです。こうした誠実さを持ち続ける姿勢をクラサスグループの文化にしていきたいと考えています。

誠実であることは、「明日の暮らしを化学で支える」というわたしたちのパーパスを実現するための基礎であるだけでなく、社会からの揺るぎない信頼を維持し、一人ひとりが誇りと成長を感じられる企業になるというビジョンを後押しするものです。法律や規則をただ守ればよいのではなく、企業に勤める社会人として更には一人の人間としていつも誠実で恥じない行動をとっているか、自問し続けてください。

「安全とコンプライアンスはすべてに優先する」は、日々の業務の中で迷ったときに立ち返るべき信念であり、わたしたちの価値を社会に示すための信頼の証です。皆さん一人ひとりが誠実さを持って行動することで、クラサスらしい組織文化が育まれ、社会との信頼関係がさらに強固なものになると信じています。

より良い職場、より良い社会を皆さんと共に築いていきましょう！

2026年3月19日

福田 浩嗣

経営理念

パーパス/わたしたちの存在意義

明日の暮らしを化学で支える

ビジョン/10年後のわたしたちがなりたい企業集団

次世代石油化学カンパニー

～持続可能な社会への道をひらく～

バリュー/グループで共有する価値基準

誠実であり続けよう

“誠実さ”は、わたしたちがこれまでも、これからも大切にし続ける土台です。

安全の確保、プラントの安定操業・製品の安定供給、そしてコンプライアンスは、すべてこの誠実さの上に成り立っています。

いいね！からはじめよう

周りの“いいね！”を見つけて言葉にすることからはじめ、多様な仲間を尊重します。

部署や会社の枠を超え、つながりやアイデアを広げる風土を作ります。

ありたい姿へ挑戦しよう

部署・従業員それぞれが挑戦したい“ありたい姿”を掲げます。

みずから動き、やり抜こう

ありたい姿をかたちにするまで、自分から動き、やり抜きます。

行動規範について

行動規範は、当社グループで働くすべての人たちが守るべきものであり、わたしたちの行動様式を方向付けるものです。

具体的には、パーパス・ビジョン・バリューを実現するために、とるべき行動を定めており、わたしたち一人ひとりが、ありたい姿をはっきりとイメージし、自律的、主体的に行動できるようになることを目的としています。

本文の行動をより深く理解できるように、その理由となる背景を一緒に記載しています。

一人ひとりが行動規範に基づいて自律的・主体的に行動し、日頃の業務に取り組み続けることで、パーパスの実現に近づくだけでなく、当社グループで働くわたしたちの行動に基準（らしさ）が生まれ、やがて企業文化になります。

迷ったときは常に行動規範を振り返り、日々の行動の基準としましょう。

第1章. 原則：安全とコンプライアンス

第1条 安全最優先

背景)

事故・災害を起こさない基本は、まずわたしたち一人ひとりがルールを守り、安全を最優先とした職場環境を整備することが必要不可欠です。さらに、管理監督者は自分の管理する職場で働く人々を事故や災害から守るために、徹底した危機管理を行い、誰もがより安全に働くことができる職場環境を整備する義務があります。また、全従業員は定められたルールと管理監督者の指示に従って行動をし、安全向上のためにルールの改善に努める義務があります。

本文)

わたしたちは、

- 「安全はすべてに優先する」の理念に基づいて行動します。
- 「すべての災害は防ぐことができる」との強い信念を持って、共に働く仲間や自らが働く職場を災害から守ります。
- 安全最優先に基づく行動および共に働く仲間に対する働き掛けや注意を、お互いに認め合い“いいね!”と称賛します。

第2条 コンプライアンス

背景)

わたしたちの事業活動に関わる国際社会や人々から信頼されることは、当社グループが社会の発展とともに成長するために、最も重要かつ欠かせないものです。

ひとたび、わたしたちのうち一人でも法令や社内規程に反する行動をとった場合、それまで積み上げてきた社会や人々からの信頼を瞬く間に損なう恐れがあります。

本文)

わたしたちは、

- 当社グループが事業を遂行する国・地域において適用される法令や手続きおよび関連する社内規程を理解し、遵守します。
- 法令遵守に留まらず、高い倫理感をもって、すべてのステークホルダーに対し職務を誠実に遂行し続けます。

第2章. 人権を尊重した経営

第3条 国際的な人権規約や法令の理解

背景)

人権に配慮した事業活動を行うことは、共に働く人々を守り、共により良い社会をつくっていくビジネ

スパートナーやお客さま、地域社会からの信頼を得るための基本です。一方、人権を尊重しない事業活動を行うと、当社グループが重大なリスクにさらされ、評判を大きく損ない、結果として、事業を継続できなくなる可能性があります。

本文)

わたしたちは、

- 当社グループの人権方針を遵守します。
- ビジネス上の意思決定に際して、事業活動を行う国・地域で適用されるすべての人権尊重に関する法令や手続きを遵守します。
- 万が一、当該国・地域の法令と国際的に認められている人権原則との間で差異や矛盾が生じる場合や、相反する要求に直面した場合には、誠実さを持って行動し、国際的に認められている人権原則を尊重する方法を追求します。

第4条 人権尊重のための取り組み姿勢

背景)

企業の事業活動がグローバル化する中でさまざまな人権に関わる課題が発生しています。国籍、人種、性別、年齢、障がい、信仰、性的指向、性自認等の差別およびハラスメントの禁止、労働搾取を目的とする児童労働や強制労働、人身売買のない労働環境の提供と過剰な労働時間の削減、最低賃金の確保、結社の自由と団体交渉権の尊重が求められています。

本文)

わたしたちは、

- 事業活動のあらゆる局面において人権を尊重すると共に、人権への負の影響の防止と軽減に努めます。
- 自社の事業活動に留まらず、ビジネスパートナーに対しても、児童労働、強制労働、労働搾取を目的とした人身取引への関与を一切禁じるよう求めます。
- 会社が提供する教育プログラムや研修会への参加を含め、人権に関する取り組みに積極的に参加します。
- グローバルおよび地域の法令や手続きを考慮しつつ、事業活動に関わるあらゆる個人との開かれた対話と協議を通じて、人権に関する取り組みを進化させます。

第5条 人権デューディリジェンスの実施と問題解決

背景)

すべての個人の尊厳が確保され、誰もが等しく尊重される社会を実現するためには、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、事業活動に伴う人権侵害のリスクを特定し、予防し、軽減し、救済に努めることが不可欠です。

本文)

わたしたちは、

- 国際的な人権規約に基づき、人権デューディリジェンス（サプライチェーンにおける人権侵害に関するリスクを評価し、対策を講じ、結果を検証し、公表する一連のプロセス）を日常の手続きおよ

び業務に組み込みます。

- 事業活動のあらゆる側面において人権に負の影響を与える懸念がある場合は、直属の上司または関係部署などの指定された窓口に速やかに報告します。

第3章. 社会との共創による持続可能な社会への貢献

第6条 持続可能な社会への貢献

背景)

自然・環境、産業・経済が調和しながら共存し持続可能な社会の構築に貢献するためには、社会課題解決を通じて企業成長を促進し、共創するネットワークを構築することが必要です。

本文)

わたしたちは、

- 事業活動を通じて社会の課題を解決し、持続可能な社会の構築に貢献すると共に、自らの成長を実現します。
- お客さま、ビジネスパートナー、地域社会や株主・投資家、そして従業員同士での共創を通じて社会の課題を解決し、新たな価値を提供します。

第7条 社会貢献活動の推進

背景)

化学はあらゆる産業の源であり、数多くの社会課題を解決する可能性を秘めています。化学企業として、わたしたちはビジネスパートナーや地域社会と協力しながら、これらの課題の解決に積極的に取り組む責任があります。

本文)

わたしたちは

- 顧客、ビジネスパートナー、政府・行政機関、国際機関、NPO、NGO、地域社会など、多様なステークホルダーと連携し、社会に貢献する活動に取り組みます。
- 地域の取り組みに積極的に参加し、課題に協力して取り組むことで、地域社会との良好な関係を築き、その信頼を得ることを目指します。
- 社会貢献活動への参加を通じて、社会課題を特定し解決する能力を高め、社会価値の創出に誠実に取り組みます。

第8条 政治・行政との共創

背景)

個人と企業の活力を解き放つ制度改革を推進するためには、政策提言や意見表明を通じて政治・行政機関と建設的な対話を行い、政党の政策立案・実施能力の強化に積極的に貢献することが不可欠です。

本文)

わたしたちは

- 政治・行政機関と協力する際、当社が事業を展開する国や地域で適用されるすべての関連法令および手続きを遵守します。
- 政治団体、政府関係者、候補者の支援など、個人的な政治活動を行う際には、会社を代表するものではなく、個人としての立場であることを明確に表明します。また、このような活動は勤務時間中または会社の資金を用いて行いません。

会社は、

- ロビー活動や政治献金などを行う場合、その目的を明確にします。また、政治・行政との建設的な対話を通じ、オープンかつ積極的な意見交換ができる透明性の高い関係を維持します。

第4章. 環境問題への取り組み

第9条 気候変動への対応

背景)

気候変動の影響は地球規模で拡大し、社会・経済・事業活動にも及んでいます。次世代に責任を果たすため、長期的視野に立ち、今できる取り組みを着実に進める必要があります。

本文)

わたしたちは

- 製品の設計・開発から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じて、省エネルギー化を推進し、温室効果ガス排出量を削減することで、持続可能でカーボンニュートラルな社会の実現に貢献します。
- 気候変動が事業活動に及ぼす影響を把握し、リスクの低減と悪影響の防止に取り組みます。
- カーボンニュートラル実現に向けて、事業活動のあらゆる場面において、一人ひとりが主体的に取り組みます。

第10条 循環型社会の実現

背景)

循環型社会とは、廃棄物発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) に加え、再生可能資源の活用 (Renewable) を推進することで、環境保全と経済的発展の両立を目指す社会を指します。地球上の資源やエネルギーには限りがあるため、それらを循環的に利用し、資源生産性を向上させることが不可欠です。

本文)

わたしたちは

- 循環型社会の実現に向けて、廃棄物の再資源化と資源の効率的な利用に取り組みます。
- 循環経済 (サーキュラー・エコノミー) に貢献するため、製品の設計開発から廃棄まで製品ライフ

サイクル全体を通じて環境に配慮した事業活動を行います。

- ありたい姿に挑戦し、循環型社会の達成に向け、さまざまな産業、政府・地方自治体、国際機関との共創を育みます。

第11条 環境リスク対策の推進

背景)

化学は、人々の暮らしを豊かにする能力を持つ一方で、地球規模の環境悪化を発生させる可能性も秘めています。将来世代への責任を果たすため、化学産業には環境汚染を防止し、環境問題の解決に取り組むことが求められています。

本文)

わたしたちは、

- サプライチェーン全体にわたる事業活動がもたらす環境リスクを継続的に評価し、悪影響を最小限に抑える環境配慮型技術の開発・普及を推進します。
- 事業活動に起因する負の環境影響に真摯に取り組み、その提言および解決に努めます。

第12条 生物多様性保全への取り組み

背景)

わたしたちの暮らしや事業活動は、生態系がもたらす多様な恵みによって成り立っています。しかし、その恩恵に依存する一方で、生態系への影響を適切に評価し、保全に取り組まなければ、生物多様性は急速に失われてしまう危険があります。

本文)

わたしたちは、

- 事業活動全体における生物多様性への依存・影響の把握に努めます。
- 生態系の再生能力を維持するうえで生物多様性の保全が極めて重要であることを認識し、森林、土壌、水、空気、生物資源などの自然資本を持続的な利用に取り組みます。
- 社会、顧客、ビジネスパートナー、政府・行政機関、国際機関、NPO、NGO など、多様なステークホルダーと協力して、生物多様性保全に貢献します。

第5章. 製品・サービスに関わる安全と安心の確保

第13条 レスポンシブル・ケア

背景)

明日の暮らしを化学で支え、社会に貢献するためには、化学物質の有害性を理解すると共に、化学製品の有益性とリスクに関する正しい情報を社会と共有することが重要です。

本文)

わたしたちは、

- 当社グループのレスポンシブル・ケアに関する行動指針を遵守します。
- 管理を誤ると人命や環境へ重大な影響を及ぼす可能性のある化学物質を取り扱っていることを常に意識し適切な管理に努めます。
- 当社グループの製品は最終消費者に直接届かない場合が多いことを踏まえ、最終消費者が利点と危険性を区別することが困難であることを認識して事業活動を行います。
- 化学物質の特性を正しく理解し、リスクを最小限に抑えながらその有用性を最大限に高め、これらの活動に関してすべてのステークホルダーとの対話とコミュニケーションを深めることで、社会からの理解と信頼の向上に努めます。

第14条 成長をけん引するビジネスの革新

背景)

カーボンニュートラルや循環型社会の実現といった社会課題の解決や、社会の発展をけん引する産業への貢献に寄与する新規技術を創造し、豊かで安心な明日の暮らしを支える製品・サービスを提供することで事業を成長させることが求められています。

本文)

わたしたちは、

- お客さまや市場の変化を先取りし、自らの意識と行動を変え、たゆまぬ変革と共創を成長の軸として革新的なビジネスモデルを追求します。
- 技術革新と共創による事業の成長に挑戦し、かたちになるまでやり抜きます。

第15条 安全・安心を見据えたマーケティング

背景)

SNSをはじめとしたコミュニケーション技術の進展は企業が販売、マーケティング活動で発信する情報が社会に拡散、浸透するスピードを加速させています。

この変化を好機と捉え、安全・安心を基盤とした誠実な対話を通じて、お客さまからの信頼をより確かなものにする必要があります。

本文)

わたしたちは、

- 社会や市場のニーズ、お客さまの課題を自分ゴトとして捉え、高付加価値製品やサステナビリティの視点を取り入れ課題解決を目指した提案を迅速に行います。共に変化を楽しみ、選ばれる存在を目指します。
- 社内連携に基づいた正確な事実を、お客さまに分かりやすい言葉で伝えます。誤解を招かないよう正直に向き合い、製品の良さや安全性を正しく伝えます。
- ルールや安全をしっかりと守り、多様な人材の一人ひとりの個性を大切な価値として尊重します。他者を差別したり尊厳を傷つけたりする表現は一切行いません。

第16条 安全・安心を高める技術開発

背景)

基盤技術である、川上から川中に至る幅広い最先端製造技術、分析・解析技術、評価技術をさらに磨き上げながら、時代が求める社会的価値を先んじて描き、化学の力を正しく使ってイノベーションを創造します。

本文)

わたしたちは、

- 社会的に有用かつ安全で、お客さまが将来にわたって安心かつ豊かに暮らせるための製品・サービスの開発により社会に貢献します。
- 製品の設計開発から廃棄までの製品ライフサイクル全体で、安全と健康の確保および環境の保護に努めることを公約し、環境・安全・衛生面の対策を実行します。

第17条 安全・安心の提供

背景)

持続可能な社会の実現のためには、わたしたちが提供する製品やサービスの品質と安全性が社会からの信頼と満足を得る必要があります。この目的のため、経営トップ自らがリーダーシップを発揮し、安全性と信頼性を最優先し、それらを担保する社内体制を確立し推進します。

本文)

わたしたちは、

- 事業を展開する国および地域で、製品・サービスに適用されるすべての法令および安全規格を満たすことはもちろん、社内の品質に係る規格・ルールを確実に守ります。
- 製品の設計開発から流通、廃棄までの製品ライフサイクル全体で安全・安心を確保できるよう努めます。

第18条 安全・安心に関する情報へのアクセス

背景)

あらゆるステークホルダーの立場にたって、製品の特徴をわかりやすく説明し、安全で正しい使い方の表示を的確に行い続けることは、事故、トラブルの未然防止となるだけでなく、社会からの信頼と満足を得ることにつながります。

本文)

わたしたちは、

- 事故、トラブルの未然防止につながるよう、製品の安全で正しい使い方を的確に表示します。
- 事故、トラブルが発生した際には、速やかに原因を究明し、適切な再発防止策を講じるとともに、正確かつタイムリーな情報開示に努めます。

第6章. 公正で誠実な取引活動

第19条 腐敗防止と贈収賄防止

背景)

贈収賄や腐敗は、健全な経済発展を阻害し、競争を歪めるため、さまざまな国や地域で法律により規制されており、違反に対しては厳しい罰則や制裁が科されます。

本文)

わたしたちは、

- 贈収賄や汚職行為には一切関与せず、健全なビジネス活動を推進します。
- 適用される国・地域の贈収賄防止に関する法令並びに関連する社内規程や手続きを理解し、遵守します。
- 不適切な事業上の優位性を得る目的で、国内外の公務員、民間企業の従業員、またはその他の個人に対し、直接的または間接的に金銭的利益を提供、約束、または供与しません。また、職務に関連して不適切な利益を提供することと引き換えに、直接的または間接的に金銭的利益を受け入れたり、要求したり、受領を約束したりしません。
- 贈収賄や腐敗の可能性を認識した場合、直属の上司または関係部署などの指定された窓口で速やかに報告します。

第20条 競争法の遵守

背景)

市場における自由で活発な競争が失われると、お客さまの利益が損なわれ、市場経済全体の健全な発達に阻害されるため、カルテルをはじめとする競争制限行為は、各国・地域で規制されています。競争法への違反に対しては厳しい罰則や制裁が科されます。

本文)

わたしたちは、

- カルテル、談合、その他公正かつ自由な競争を不当に制限する行為に関与しません。
- 事業を行う国・地域の競争法および関連する社内規程を理解し遵守します。
- 製品の生産量、販売価格、その他競争に影響を与える可能性のあるデータを競合他社と交換しません。
- 取引または競合他社との接触の合法性について疑問がある場合、直属の上司または関係部署などの指定された窓口で速やかに報告します。

第21条 安全保障貿易管理と輸出管理

背景)

国際的な事業活動を行う企業として、国際社会の平和と安定の維持に貢献するため、安全保障貿易管理および輸出管理に関する適用法令や手続きを遵守し、貨物の輸出や技術の提供が国際的な脅威となることを未然に防ぐ必要があります。

本文)

わたしたちは、

- 国内外の安全保障貿易管理および経済制裁に関する規制を遵守します。
- 貨物、技術等の取引に際し、規制対象への該非、取引先情報、用途等を規定された手順にて確認したうえで、社内決裁及び必要に応じて行政庁からの許可の取得を行います。
- 輸出管理の厳格なチェックを徹底し、国際的な脅威となるような取引の疑いを持った場合は、職場の上司や輸出管理責任者あるいは輸出取引管理部門に相談します。

第22条 責任ある調達

背景)

当社のサプライヤーは、安全・安心で高品質な製品やサービスを社会に提供する上で、当社グループにとって不可欠なビジネスパートナーです。したがって、彼らとの相互理解と信頼関係を築くよう努めなければなりません。

本文)

わたしたちは、

- 当社グループの調達方針およびサステナブル調達ガイドラインを遵守し、誠実かつ公正な取引を行います。
- サプライヤーを選定する際には、グローバルに門戸を開き、調達する資材の品質、信頼性、納期、価格、技術開発力、経営の安定性に加え、社会的責任へのコミットメントを評価します。これにより、合理的で公平な選定プロセスを確保します。
- サプライヤーと共創し、資源保全、環境保護、安全性、人権などの社会課題に取り組みます。

第23条 利益相反の防止

背景)

利益相反とは、会社業務への貢献者としての個人の社会的責任が、外部関係から得られる個人的利益と衝突する状況を指します。利益相反は、法的な不適切さがなくても発生する可能性があり、その存在自体が本質的に違反を構成するものではありませんが、当社の誠実さと信頼性に疑念を投げかける可能性があります。現実または潜在的な利益相反に対し透明性を持って開示し、適切に管理することが極めて重要です。

本文)

わたしたちは、

- 会社とわたしたち自身の間の利益相反により、当社の公平な立場を損なう可能性のあるいかなる行為も慎みます。また、第三者からそのように疑われる可能性のある行為も避けます。
- 利益相反の可能性を認識した場合、直属の上司または関係部署などの指定された窓口へ速やかに報告します。

第7章. 公平で公正な雇用・労働

第24条 多様性の尊重と公平で公正な機会の提供

背景)

すべての人々の尊厳を確保し、誰一人取り残さない公平な尊重は、国際社会が認識する普遍的な価値です。わたしたちは、多様な価値観を尊重し、オープンに関わり、個々の強みを活かすことで、豊かな価値を創造・提供し、持続可能な社会の実現に貢献する義務を負っています。

本文)

わたしたちは、

- 国籍、人種、性別、年齢、障がい、信仰、性的指向、性自認、退役軍人か否か等に関係なく、一人ひとりの個性に合わせた公平・公正な機会を提供すると共に、自分では気づきにくい偏見の排除と心理的安全性の確保を通じて、一人ひとりがありたい姿に挑戦でき、能力を最大限発揮できる職場環境づくりを推進します。
- 周りの“いいね！”を見つけて言葉にすることからはじめ、多様な考え方や立場を尊重することで生まれる新たな価値を社会に提供し、社会の持続可能な発展に貢献します。

第25条 公正な雇用慣行

背景)

公正な雇用慣行に基づく持続的な成長を志向し、国際的な労働原則を尊重し、雇用や登用における機会平等と差別撤廃に取り組むことが社会から求められています。

本文)

わたしたちは、

- 国籍、人種、性別、年齢、障がい、信条、性的指向、性自認、退役軍人としての地位、その他保護されるべき特性に基づいて、雇用または昇進の決定を行いません。
- 働く人がそれぞれの意思に基づき、事業を展開する国・地域の適用法令が許容する範囲で労働組合を結成する権利、労働組合に参加する権利、団体交渉を実施する権利および平和的な集会に参加する権利並びにこれらの活動を控える権利を尊重します。

第26条 職場におけるハラスメント防止

背景)

健康的で安全な職場環境を維持するためには、当社グループで働くすべての人々が互いの尊厳と価値を尊重し合う雰囲気を育むことが不可欠です。さらに、経営陣はそのような職場を確立する責任を負っています。

本文)

わたしたちは、

- 高い職業倫理とモラルを堅持し、互いに尊厳と敬意をもって接します。多様な背景、文化、経験、意見をオープンな姿勢で受け入れ、尊重することで、多様性を活用します。

- ハラスメント（属性や人格に関する言動を含め、他者に不快感や不利益を与えたり、尊厳を損なったりする行為）、いじめ、不当な差別がない、健康的で安全かつ生産的な職場を維持することにコミットします。
- 雇用形態や勤務状況にかかわらず、当社グループで働く個人に対するいかなる形式のハラスメントも容認しません。互いの尊重に反するとみなされる不快な行動や言動が観察された場合、直属の上司または関係部署などの指定された窓口へ速やかに報告します。

第27条 キャリア形成・能力開発の促進

背景)

従業員一人ひとりに、自分のキャリア形成に当事者意識（キャリアオーナーシップ）を持ち、自分の才能・潜在能力を信じ、ありたい姿へ挑戦しながら、それを社会や当社グループに価値として還元する責任があります。

本文)

わたしたちは、社内外の人々との真摯な対話を通じ、自身の価値観、強みを再発見します。多様な人々との対話、課題解決に向けた協働、プロフェッショナルとしての価値提供を通じ、みずから動き、やり抜く経験を重ねることで、周囲も自身も成長していくことを志向します。

部下を持つマネージャーは、

- 部下それぞれの価値観、強み、潜在能力、ライフ・キャリアへの多様な志向を理解し、部下のキャリア形成・能力開発を支援します。
- チームの心理的安全性を醸成すると共に、個人の失敗はチームの学習の機会と捉え、個人の成功はチームの称賛の機会と捉えることで、仕事を通じたアイデアの創発、挑戦を促進します。

会社は、

- キャリアオーナーシップを持ち、自身の価値を社会で表現しようとする人材を支援します。ライフとキャリアへの多様な志向があることを理解し、多様なニーズ・志向に合わせた学習・成長の機会獲得を支援します。

第8章. 会社資産の取扱い

第28条 会社資産の保全

背景)

会社資産は、正当な事業目的のためにのみ使用されなければなりません。会社の資産には、設備等の有形資産だけでなく、ブランド、商標、特許、ノウハウ、機密情報、情報システム等の無形資産も含まれます。

本文)

わたしたちは、

- あらゆる会社の資産を損失、損害、誤用、盗難、破壊から保護します。
- 関係する社内規程に従い、会社資産を正当な事業目的のみに使用します。
- 当社グループが所有または創出した資産、あるいは顧客やビジネスパートナーから委託された資産を利用することにより、個人的な利益を追求または取得しません。

第29条 知的財産の尊重

背景)

発明、意匠、商標、営業秘密、著作物などの知的財産は、社会課題を解決するための強力なツールであり、競争力の源泉を構成する重要な要素です。そして知的財産権は不可侵の資産であることを常に意識することが不可欠です。

本文)

わたしたちは

- 会社の持続的な成長と企業価値向上の指標である知的財産を、権利化を含めた最適な手段で速やかに保護します。
- 当社グループの知的財産権の侵害に対しては毅然と対応し、他者の知的財産権に対してはその権利を尊重し、営業秘密の不正取得・不正使用を行いません。
- 将来を見据えた視点で、グループのもつ知的財産を戦略的に運用して人材、技術、組織力、顧客とのネットワークを構築し活用します。

第30条 個人情報保護

背景)

個人情報は、人権のひとつであるプライバシーの権利に関わる重要な情報です。事業を展開するためには、世界中のお客さま、ビジネスパートナー、株主や従業員の個人情報を扱うことが不可欠であり、自国のみならずビジネスを行う国や地域の法令を理解し遵守したうえで、個人情報を適切に管理し、取扱わなくてはなりません。

本文)

わたしたちは、

- 事業を展開する国・地域において適用される個人情報の取扱いに関する法令および関連する社内規程を理解し、遵守することにより、個人情報の保護を徹底します。
- 適切な個人情報の取扱いを定めた移転契約の締結等、各国・地域の法令で求められている適切な手続きを行います。

第9章. 情報開示と広報活動

第31条 適時・適切な情報開示

背景)

事業活動の状況や、当社グループの事業活動の一環として作成される財務記録は、当社グループの事業上の意思決定および運営にとって重要な情報です。わたしたちは、株主および投資家の皆様からの信頼に応えるため、会社情報を適時かつ適切に開示する責任を負っています。

本文)

わたしたちは、

- 国・地域において適用される会社情報の開示に関する法令および関連する社内規程に則り、会社情報を適正な時期に適正な方法で開示します。
- 財務情報のみならず、経営理念や製品・技術情報、環境・社会パフォーマンスデータ、リスク・ガバナンス情報、寄付等の非財務情報についても、自主的かつ積極的に発信します。

第32条 正確な記録と報告

背景)

会計帳簿および財務記録における不正は、株主および投資家に損害を与えるだけでなく、結果として社会からの信頼を損ない、会社の存続を危うくします。

本文)

わたしたちは、

- 適正な会計処理基準および関連する法令に則り、会計帳簿や財務関係情報の記録を作成します。事業活動に関するあらゆる記録と報告は、抜け漏れなく、事実を正確に表記するものとします。
- 会計処理、資産管理などに関する社内申請、承認、記録を、効果的な内部統制を保證する手続きを通じて実施します。

第33条 株主・投資家との対話

背景)

コーポレートガバナンス・コードは、企業が株主や投資家と建設的な対話を行うことを求めています。株主や投資家の声に耳を傾けることは、共創を実現するためにも不可欠です

本文)

わたしたちは、

- 持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、公正で透明性の高い情報開示を適時、適切に行います。
- 建設的な対話を通じて株主および投資家から得られたフィードバックを企業活動の改善に役立てることで、さらなる企業価値向上を目指します。

第34条 インサイダー取引の防止

背景)

業務を通じて知り得た未公開の重要事実（新株発行、業績予想の修正、他社との業務提携など、投資家の投資判断に影響を及ぼす情報）を利用して証券取引を行うインサイダー取引は、証券市場の公正性を

損なうため、様々な国や地域の法令によって規制されています。

本文)

わたしたちは、

- 各国のインサイダー取引に関する法令および適用される社内規程を理解し、遵守します。
- 当社グループ、当社のビジネスパートナー、または当社の顧客に関する未公開の重要事実を知った場合、それらの事実に係る株式取引やその他の証券取引を行いません。
- インサイダー取引を誘発する可能性のある行為を認識した場合、直属の上司、関係部署、またはその他の指定された通報窓口へ速やかに報告します。

第35条 メディア対応と公的発言

背景)

国際社会からの信頼を維持するためには、会社を代表して発信する情報に一貫性があることが求められます。書面やオンライン上で公開された発言は、長期間にわたってアクセス可能であることが多く、撤回が困難であるため、発信には注意が必要です。さらに、オンラインでは、個人の役割と職業上の役割が重複・混在しがちであるため、明確な区別をつける必要があります。

本文)

わたしたちは、

- 事業活動に関する情報を、広報部門の適切な仕組みを通じて報道陣や記者等のメディアに提供します。
- メディアからの問い合わせに回答する場合や、メディアに接触する場合は、事前に広報、IR その他メディアとの対応権限を付与された部署の了解を得て行います。
- 役職員として、プライベートおよび職務上の双方の立場で、当社グループの役員および従業員としての責任を自覚し、ソーシャルメディアを利用します。個人としての視点やアカウントから、当社グループに関する情報を発信する際は、関連する社内規程やポリシーを遵守し、会社を代表して意見を表明しているかのような印象を与えないようにします。
- 当社グループに関する否定的な意見や対応を求めるサイトや投稿を発見した場合は、直属の上司、関係部署、またはその他の指定された通報窓口へ速やかに報告します。

第10章. 危機管理の徹底

第36条 危機管理体制の整備

背景)

事業を取り巻くリスクが年々複雑化・多様化する中で、会社のみならず社会全体への影響を最小限に抑えるためには、リスクを適切に管理することが不可欠です。

本文)

わたしたちは、

- 大規模災害・事故、自然災害、テロリズム、サイバー攻撃、紛争、原料調達困難、不祥事・大規模クレーム、その他の緊急事態に備えて、定期的にリスクを洗い出し、そのリスクを評価し、未然に防ぐ方策や被害を軽減する対策を行います。
- 危機管理に関する方針やマニュアルを整備し、有事には、従業員・地域・社会の安全確保や秩序維持のため、適切な行動をとります。

第37条 反社会的勢力との関係排除

背景)

反社会的勢力とは一切の関係を持たないことは、社会からの強い要請です。反社会的勢力の存在は不透明化し、資金獲得活動は巧妙化しており、知らず知らずのうちに取引に関与してしまうリスクを抱えています。健全な市民社会形成に貢献するという社会的責任を果たすためには、反社会的勢力とのあらゆる関係を断ち切るための体制を積極的に構築・運用することが不可欠です。

本文)

わたしたちは、

- 反社会的勢力との取引がその活動を助長し、グループの事業活動に重大なリスクをもたらすことを理解し、いかなる関係も遮断します。
- 反社会的勢力との関係排除を推進するため、各国・地域の適用法令および関連する社内規程を遵守します。
- 新規の取引先や寄付先については、関連する社内規程に従い、反社会的勢力との関与を未然に防ぐための審査を実施します。
- 反社会的組織または個人と思われる者から接触を受けた場合は、直ちに職場の上長、担当部署、またはその他の指定された窓口に報告します。

第38条 テロ・紛争の脅威に対する危機管理

背景)

国内外におけるテロや紛争などの事件・事故に巻き込まれる可能性を念頭に置き、従業員の安全意識の向上と安全対策の推進が不可欠です。

本文)

わたしたちは、事業に影響が及ぶ国・地域におけるテロや紛争のリスクを理解し、積極的に情報収集を行い、安全対策を実施します。

第39条 情報セキュリティの確保

背景)

サイバー攻撃の高度化により、情報セキュリティ事故は企業のみならず社会全体に重大な影響を及ぼします。わたしたちは、情報資産を誠実に守ることが事業を支える基盤であると理解し、法令・規程を遵

守ることで社会からの信頼を守ります。

本文)

わたしたちは

- 扱う情報が漏洩・改ざんされれば社会や事業に甚大な影響を与えることを理解し、責任を持って行動します。
- 法令・規程を守り、不正アクセスや紛失・漏洩を防ぐために、定められた管理方法とルールを誠実に実行します。
- 業務で知り得た情報や会社の情報資産を誠実に扱い、目的外利用や無断開示を行いません。退職後も守秘義務を守ります。
- 情報セキュリティの事故や兆候に気づいた際、自己判断で放置せず、速やかに上長や担当部署へ報告し、被害拡大を防ぎます。
- 教育や訓練に誠実に取り組み、日常業務で気づいたリスクを改善し、情報セキュリティレベルの向上に挑戦します。

第40条 災害リスク管理

背景)

事業を展開する国・地域で発生し得る大規模災害に備え、防災・減災に向けて不断の努力を続けることが重要です。また、地域やビジネスパートナーに支えられた地域社会の一員として、被災した地域社会との共生を図ることが重要です。

本文)

わたしたちは、

- 社会インフラを維持するために不可欠な製品の継続供給を含め、お客さまへの供給責任を果たすために、想定し得る大規模災害の発生に備え、事業継続計画（BCP）の策定を含む実効性のある管理体制を確立します。
- 地域住民の尊厳と権利が危機的な災害状況下でも尊重されることを常に念頭に置き、被災地が災害支援から復興に向けて自律的に回復できるように積極的に支援します。

第11章. オープンなコミュニケーションによる相談・報告

背景)

法令違反や不正行為の懸念事項を認識したら、見て見ぬふりをせずに決められた窓口や通報窓口で報告または通報し、組織内で不正を早期に発見・調査・是正して自浄作用を機能させることは、企業が社会的責任を果たすために重要なことです。

第41条 上長・同僚への相談・報告

本文)

わたしたちは、

- 安心して働ける職場を守るため、企業倫理上問題のある行為、または業務に関する違法行為、もしくはその可能性を認識した場合には、誠実な姿勢で直ちに職場の上長、担当部署、またはその他の指定された窓口へ報告します。
- 日頃から疑問や懸念点について相談・報告できるよう、周りの”いいね！”と見つけて言葉にすることから始め、上長や同僚等周囲の人たちとのオープンな関係づくりに努めます。

第42条 率直なコミュニケーションの尊重

本文)

わたしたちは、

- 相談・報告された問題の調査・解決のために協力を求められた場合は、真摯に協力します。
- 相談・報告した個人を特定する情報や相談内容に関する情報について守秘義務を徹底します。
- 誠実に相談・報告を行った人や、問題の調査・解決に協力した人に対するいかなる不利益な取扱いも許しません。

第43条 会社が提供する相談窓口の利用

本文)

会社は、

- 社内の自浄作用を強化するため、従業員が相談しやすい環境を整備します。
- 法令や社内規程の違反について、当社グループで働く誰もが相談・報告できる相談窓口を社内外に用意し、誠実に対応します。
- 周りの人に相談・報告しづらい場合でも、勇気を持って相談・報告することを推奨します。

第12章. リーダーの役割

第44条 ガバナンス体制の構築

背景)

持続的な成長を達成するためには、透明性、公正性、迅速性、および果敢な意思決定を可能にするコーポレートガバナンス体制を構築・運用し、国際社会からの信頼と評価を得ることが不可欠です。

本文)

会社は、コーポレートガバナンス体制の強化にコミットし、その状況を開示するとともに、株主および投資家との建設的な対話を促進します。

第45条 経営陣のコミットメント

背景)

経営を預かる責任者が本行動規範や法令・規程を積極的に理解し遵守することを、従業員を含むステークホルダーに表明することは、社会の理解と信頼を得るのみならず、パーパスや持続可能な社会の実現

につながります。

本文)

経営を預かる責任者は、

- 自らの行動が組織風土の形成に最も影響を及ぼすことを自覚し、誠実さを持って、本行動規範はもとより、法令・規程を率先して遵守します。
- 自らの行動が当社グループのパーパス・ビジョン・バリューに合致したものであるかを常に判断基準として、常に自らの行動を照らし合わせます。
- 自身の責任範囲および組織内において、規程や法令を常に遵守し、誠実な活動を行うための仕組みを確立し、徹底的に浸透させます。

第46条 マネージャーのリーダーシップ

背景)

部下を持つマネージャーは、会社から与えられた権限を行使するにあたり、組織運営においても部下に対しても、自らの行動を通じて模範を示す役割と責任を負います。

本文)

部下を持つマネージャーは、

- 経営理念および本行動規範に基づき、担当する組織を戦略的に実行することで、メンバーが常に高いモチベーションを発揮し、成果を達成し、誠実さを維持するプロフェッショナル集団を育成することに努め、当社グループのパーパスを実現します。
- 当社のバリューを体現するために期待される行動を常に自ら実践し、模範を示します。
- 各部下の多様な価値観、強み、可能性、そして人生・キャリアの志向を理解し、そのキャリア開発と能力構築に必要な支援を提供し、学びと成長の機会を与えます。

第47条 緊急事態発生時のコミットメント

背景)

緊急事態が発生した場合、事実を迅速に調査し、根本原因を特定し、再発防止策を検討するとともに、説明責任を十分に果たすことが極めて重要です。これにより、社会と従業員からの信頼を回復し、企業価値の維持・向上に貢献します。

本文)

リーダーは

- 不正行為を防止するための不正リスクの早期発見メカニズムを確立し、不正の疑いがある場合は迅速に対処します。
- 法令違反を迅速に特定し、事実を速やかに調査し、根本原因を特定し、再発防止策を検討し、社会に対する説明責任を果たします。
- 他の部門、事業部、またはグループ会社に類似の違反や状況が存在しないかを確認し、もし発見された場合は、共通の原因を解決し、事業改善を実施します。

附則

2026年3月19制定

以上